

六口メ

金四百五拾七両三歩

七拾弐人扶持

残 金弐百拾弐両壱分

八人扶持

江戸・在陣両役所に於て終年賦・炭・蠟  
燭・飛脚賃・時々出役手当、その他一切  
の入用

但、右の内、手残を以、場所替・帰府  
等の節、手附・手代・家内一同道  
中人馬旅籠入用に遣候事

外

一金五拾五両

享保十二年御定

内金拾両

検見入用

御代官檢見入用に取

曲直を正し庶民撫育は御代官の役前なれば

残 金四拾五両

檢見中出役手当・小もの雇賃・わらじ代、  
并木錢・米代・紙・蠟燭・人馬賃錢、其

他一式入用

右の通、自分は勿論手附・手代共への手当、支配所の  
もの共時々願筋、其外出役入用等取賄候事に候、若疑  
敷心得候もの有之候はば、諸払諸帳面顕露に見せ可申  
間、可罷出候、就ては両国郡中大小百姓老若男女、自  
分支配中皆我子也、然る上は御代官取置は勿論、其外  
難心得事共有之候はば、聊無遠慮自分手元へ罷出可承  
事、

〔慶応三年九月〕(代官・宮崎達次郎)

十二月 県令

丹但九郡

村役人

惣百姓

我ちからおよほぬまでもやしなばん  
よしあしわけてなびけ民くさ  
民の作業なりわいをふかく思ひ遣りて  
わか思ふ心は秋のつゆなれや  
野辺の千くさにかかる朝夕

3 土地・貢租

(一)  
檢地帳

(1)〔長谷村検地帳〕

長谷区蔵

承應  
一年

檢地帳

(表紙・後筆)

庄や	一屋敷四畝拾武歩	五斗七升武合	市左衛門
家のわぎ	上々畠壱畝廿七歩	武斗九合	同人
同所	一屋敷三畝九歩	四斗三升八合	喜左衛門
同所	一所屋敷武畝拾八歩	三斗三升八合	左衛門
はな	一麻畠武拾四歩	六升五合	同人
はな	一麻畠拾五歩	六升五合	又兵衛
同所	一麻畠拾五歩	三郎太夫	左衛門
同所	上畠拾武歩	四升	同人
同所	中畠三歩	九合	喜右衛門
同所	下畠九歩	武升壱合	左衛門
同所	中畠武拾四歩	七升武合	同人
同所	中畠拾五歩	四升五合	左衛門
同所	下畠三歩	七合	市左衛門
同所	一麻畠武畝廿四歩	三斗六升四合	市左衛門
同所	一麻畠武拾壱歩	九升壱合	三郎太夫
はな	一麻畠武拾四歩	壱斗四合	又兵衛

同所	麻畠武拾七歩	壺斗壺升七合	喜右衛門
同所	上々畠九歩	三升三合	同人
同所	屋敷老畠拾武歩	壺斗八升武合	惣左衛門
同所	上田壺畠拾八歩	武斗八合	又兵衛
同所	上々畠壺畠拾五歩	壺斗六升五合	惣人
同所	屋敷老畠六歩	壺斗五升六合	惣左衛門
同所	上畠九歩	三升	惣人
うへの段	屋敷老畠廿老歩	武斗武升壺合	惣作分 禪門
同所	上々畠壺畠三歩	壺斗武升壺合	七郎右衛門
(八四〇筆分・中略)			
ふじがもと	上田五畠三歩	六斗六升三合	弥三郎
同所	中田六畠廿四歩	八斗壺升六合	市左衛門
同所	中田六畠廿四歩	八斗壺升六合	七郎右衛門
同所	下々田三畠廿四歩	三斗八升	善兵衛
同所	下々田八畠廿老歩	八斗七升	七郎右衛門
同所	下々田九畠拾武歩	九斗四升	市左衛門
分高武拾五石武斗四升五合			
同所 下々田武畠六歩 武斗武升 源左衛門			
同所 上田壺畠廿壺歩 武斗武升壺合 喜右衛門			
反畠メ武拾九町四反五畠廿七歩			
壺石三斗盛 屋敷五反武畠六歩 内			
壺石三斗盛 麻畠武反八畠廿壺歩 分高三石七斗八升六合			
壺石四斗 上々田九町壺反八畠六歩			
壺石三斗盛 分高百武拾八石五斗四升八合			
上田七町七反武畠			
壺石武斗 中田五町九反八畠九歩			
分高七拾壺石七斗九升六合			
下田武町武反九畠拾五歩			

壺石盛

下々田六反戸畠拾八歩

拾石五斗壺升七合

麻屋敷

以上

承応二年

巳ノ卯月十二日

(小出大和守家来)  
中条半左衛門

壺石盛

上々畠戸反戸畠六歩  
分高戸石四斗四升戸合

木島重太夫

壺石盛

上畠戸反戸畠廿壺歩

中島九郎左衛門

九斗盛

分高戸石四斗七升

斎藤庄兵衛

九斗盛

中畠六反戸畠拾戸歩

九斗盛

分高戸石六斗壺升六合

九斗盛

下畠七反八畠廿四歩

九斗盛

分高戸石五斗壺升六合

九斗盛

下々畠九反九畠九歩

九斗盛

分高戸石五斗壺升六合

九斗盛

分高戸石九斗六升五合

九斗盛

分高戸石九斗六升五合

内

田方

三百三拾戸石戸斗九合

武拾石七斗九合

(2) 「今森村地詰帳」 今森区蔵  
(表紙)

○正保二年の検地の手直しを承応二年に行なつたもの。

城崎郡今森村地詰帳

寛文十一歳  
辛亥三月 日

片上土手下	一 下畠四畠廿壺歩
同一 下畠六畠三歩	六郎左衛門
甚右衛門	

江戸時代

同上	一下烟七畝廿壱歩	次左衛門
片上	下烟八畝六歩	忠五郎
同す	下烟武畝三歩	次左衛門
ひへ田	下烟武畝拾八歩	四郎右衛門
片上	下烟五畝六歩	喜右衛門
片上	下烟八畝拾八歩	仁兵衛
同	下烟七畝	六郎兵衛
片上	下烟壱反武畝拾八歩	同人
同	中烟三畝拾五歩	忠左衛門
同	下烟六歩	同人
(二五五筆分・中略)		
同	下烟壱反壱畝	六郎左衛門
同	下烟六畝拾武歩	同人
同	下烟三畝拾武歩	同人
中なむて西坪		
一下田	下烟拾八歩	四郎右衛門
同	下田武反武畝廿四歩	仁兵衛

同上	一下烟壱畝六歩	喜右衛門
片上	下田六畝九歩	六郎兵衛
島田	下田九畝九歩	仁兵衛
同	上田七畝廿七歩	忠左衛門
同	下田七畝廿七歩	与三兵衛
島ふり	下田八畝六歩	同人
同	下々烟拾武歩	仁兵衛
八社	下田壱反四畝拾五歩	同人
宮島田		
同	下田老反六畝六歩	次左衛門
同	下田五畝三歩	忠左衛門
同	下田五畝拾武歩	甚右衛門
同	下田九畝九歩	忠五郎
同	下田三畝拾五歩	甚右衛門

同上	一下烟壱畝六歩	喜右衛門
片上	下田六畝九歩	六郎兵衛
島田	下田九畝九歩	仁兵衛
同	上田七畝廿七歩	忠左衛門
同	下田七畝廿七歩	与三兵衛
島ふり	下田八畝六歩	同人
同	下々烟拾武歩	仁兵衛
八社	下田壱反四畝拾五歩	同人
宮島田		
同	下田老反六畝六歩	次左衛門
同	下田五畝三歩	忠左衛門
同	下田五畝拾武歩	甚右衛門
同	下田九畝九歩	忠五郎
同	下田三畝拾五歩	甚右衛門

世近 田畑ノ四拾武町壠反壠畝拾八歩  
内 上田七町四反六畝廿壠歩

下畑拾九町三反壠畝廿七歩  
分米百拾五石九斗壠升四合

下々畑五畝三歩

分米弐斗四合

分米メ三百六拾五石五斗八升四合

内 三升四合 茶下に引

残て 三百六拾五石五斗五升 新田共

外

廿四石八斗壠升五合 永荒

外に

拾六石六斗六升三合

上々畑七反五畝拾武歩

分米九石八斗弐合

上畑壠町四反拾八歩

分米拾四石六升

中畑六町六反四畝拾八歩

分米五拾三石壠斗六升八合

寛文十一辛亥年

(京極伊勢守家来  
三浦孫兵衛)

三月日

勝田佐次右衛門

廣瀬孫之丞

高都合四百石三斗六升五合  
亥の年地詰に付毛付に入

一屋敷八畝拾武歩 庄や屋敷免許

右今森村の地詰帳延宝九年酉の四月□日在中火事に付、  
於庄屋宅に右の帳致焼失候、就夫帳の儀願申候間御老  
中へ申達し先年地改の奉行衆判形取遣候、今度改依申  
に奥書如件、

天和四年子五月日

勝田佐次右衛門

山本彦左衛門

(裏表紙)

紙数六拾枚 但上紙共

○寛文八年の京築家移封による検地帳

正法寺阿王ら新田に被為仰付候御事

一開立三年御年貢御赦免に被為仰付、四年目より上納  
仕候筈に被為仰付候御事、  
一盛は毫反に付七分盛、御免は定三ツに御定、御役義  
御赦免に被為仰付候御事、

一水損日損の儀五ヶ一より内は御断申上間敷候、五ヶ  
一に上り申候ばば御見分被為仰付、皆無の分御引捨

被為成、跡は御定の通三ツ成に御上納仕候筈に被為  
仰付候御事、

正法寺 百姓共にて御座候、  
(姓)

一当村分御田地の儀は、野田永井十一ヶ村用水囲の堤

一堂屋敷より戸牧村への道切に角井山の分不残新田分

(2)

〔新田開発許可願〕(但馬信用金庫蔵)

(田中彦右衛門家旧蔵)

470

に仰付被下候御事、

一 堂屋敷にて候居屋敷五畝十八歩の所并藪腰林に被下、

新田分一ヶ村に被為仰付候御事、

右の条々永代被為仰付被下忝奉存候、仍て如件、

和歌山清九郎(興止寺役人)

延宝三年乙卯十一月廿六日

橋本長三郎

御奉行様

表書の通相違有間敷者也、

延宝三年卯十二月朔日 猪子三左衛門様(京極甲斐守家来)

沼田伝左衛門様

種庄村兵衛様

猪口長兵衛様(子)

石東源五兵衛様

表書連判あり

延宝七年

願主 大谷村  
三郎右衛門

○ この文書には宛先と年月を欠くが、正法寺立村の由来が分かるので取上げた。

同村  
五郎大夫

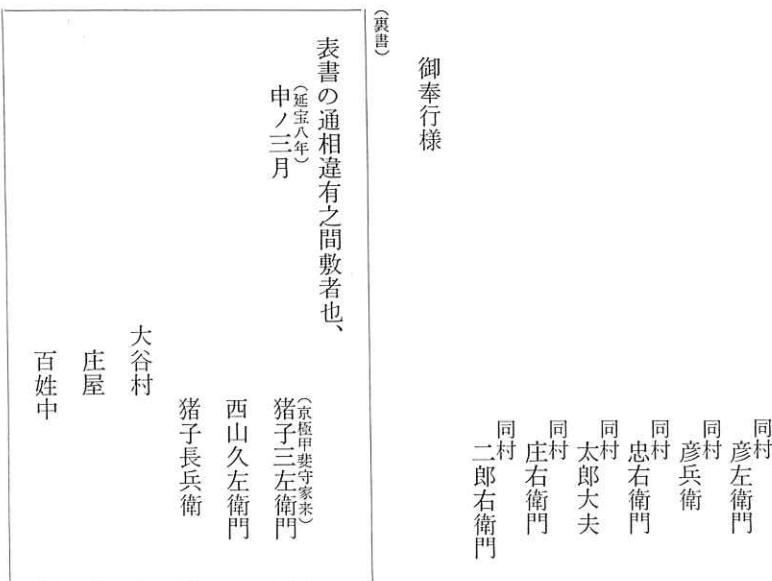
乍恐口上書の覚

一大谷村ほきの下と申所に新田場御座候に付、右に御断申上候へば被為仰付、即御請仕候御事、

一 右の新田場開申候はば、八反程出来可仕と奉存候随分新田に仕立可申候、成就仕候はば三年の御赦免、其後毫反に付七斗守(盛)、御免は三ツに被為仰付可被下候、然る上は日損水損御座候とも御断申上間敷候御事、

一 新田破損の儀、年々出来仕候とも自分より普請可仕候、然る上は新田にて諸役御免被為成可被下候御事、右の通御慈悲に被為仰付被下候はば難有可奉存候、

已上



(3) 「新田売買手付金請取状」 伊原守氏藏

一札の事

一但馬国豊岡正法寺村新田

畝数合拾弐町五反 但、清九郎六反地共

右の田地四ツ三、畝数九町三反七畝拾五歩、其方に

永代に代銀六貫目に相究め売申候約束に付、此度為

手付銀、白銀五百目體に請取申候、残て五貫五百目

相渡可申候へば、永代売渡申証文并御公儀様新田被

仰付候御墨付、水帳迄相渡し埒明可申候、為其一札、

如件、

貞享四年卯八月廿二日

（興正寺役人）

三井長蔵

## (三) 年貢免状

(1)

〔中郷村免状〕 八鹿町・円山川漁業協同組合蔵

定卯歳<sup>(元禄十二年)</sup>免相の事

氣多郡

一高四百七拾壱石四斗七升壱合 中郷村

内訳

高六石三斗四升四合 屋舗

高拾石壱斗四升

麻畑

内六石六斗三升五合 盛用捨御蔵下寺庄屋々敷  
川成溝下土手下共残り王<sup>せ</sup>け

壱石壱斗九升六合 野畑成

此取大豆四斗壱升九合 三ツ五分

八石六斗五升三合 定取

此取米八石六斗五升三合

高武百六拾八石九斗弐升六合 田方

三拾八石三斗七升弐合 寺免許川成溝下土手下

川欠普請引地寅の川成  
当卯の川かけ共

内拾石五斗七升 当卯の流に引

壱石 当毛損引

残り王<sup>せ</sup>け

弐拾壱石六斗九合

畑成

此取大豆六石四斗八升三合

三ツ

残り百九拾七石三斗七升五合

此取米百三拾八石壱斗六升弐合 七ツ

高六拾壱石七斗六升五合 市谷分田方

内弐石弐斗三升四合 川成石入共

残り五拾九石五斗三升壱合

此取米三拾九石弐斗九升 六ツ六分

高百弐拾四石弐斗九升六合 畑方

四拾五石壱升貳合	川成溝下土手下川欠共	一真綿壱貫四百七匁壱分	桑代
内 六斗	当卯の川欠に引	一銀 三拾五匁	鮎川役
残り七拾八石六斗八升四合		一銀 三拾目	鱒川役
此取大豆貳拾七石五斗三升九合	三ツ五分	一銀貳百八拾匁	糠藁代
一高拾七石八斗五升八合	新発	一銀貳拾壱匁壱分壱厘	鮎川役
内 貳斗	土手下川欠共引	右の通り相定上者庄屋惣百姓立合無甲乙令割符、 極月十五日以前急度可致皆済者也、	
残り王け		元禄拾貳年 卯霜月十五日	
此取米壱石壹斗八升七合	貳ツ七分	太田次郎太夫 <small>(松平伊賀守家来)</small>	
捨三石貳斗六升	畑方	佐治八右衛門 村上左兵衛	
此取大豆貳石九斗壹升七合	貳ツ貳分	加治安之進	
取米大豆合貳百貳拾四石六斗五升		庄屋	
百八拾七石貳斗九升貳合	米	惣百姓	
三拾七石三斗五升八合	大豆		
外拾六石五斗四升壹合	夫米		
外			
一米四石八斗四升			
山手			

(2)

〔長谷村免状〕 長谷区蔵

出石郡長谷村当御免相の事

世  
一高三百五拾九石四斗壱升  
百五拾石五斗五升六合  
取  
四石三斗壱升九合  
外  
拾壠石六斗壱升六合  
同村新発  
一高壠石七斗四升  
田畑  
壠斗壠升九合  
米  
取  
夫米なし

武升八合  
大豆  
夫米なし  
大豆

一高百武石武斗四升  
武拾七石五升三合  
取  
夫米なし  
武升八合

武斗六升九合  
大豆  
同村沢分

(3) 「祥雲寺村免状」 伊地智浅江氏蔵

ア (正保二年) 西年御取箇の事

本高武百七拾五石四斗七升

一高武百七拾五石六斗七升八合  
(并) 正雲寺村

此取百四石六斗七升九合 本高に三ツ八歩

右御年貢米極月十日以前可皆済、庄屋年寄小百姓不残

右の通御年貢米大豆とも当霜月中可致皆済候、もし  
百姓の内死失のもの有之候共、相残るものとして無瀝  
急度上納可仕もの也、  
文久三癸亥年  
(小出織部家来) 斎藤覺藏

八月 日

右村

庄屋

年寄

惣百姓中

立会、此下札致被見当立毛上中下見分の通免割仕帳に

加判可仕置候、依怙蟲員仕免割於相違は庄屋年寄可為  
曲事也、

正保二年霜月廿三日 五味金右衛門

(京都代官)

庄屋

百姓中

○同年、京極家の移封によつてその領分に加えられた。

○ 杉原氏断絶によつて円山川東分が取公されたときのもの。

ウ 城崎郡祥雲寺村(草保十二年)丙午歳物成の覚

一高武百七拾五石四斗七升 田畠屋敷共

内

六拾七石五斗九升六合 年々荒

残て武百七石八斗七升四合

此取百三拾九石九斗壹升壹合 高に五ツ七厘九毛

一高四石壹升八合 忠左衛門・庄右衛門

新田

此取壹石貳斗五合

一高四石七斗貳升八合

新田

三つ

右の通庄屋百姓立合致算用極月廿日切に可遂皆済也、

寛文八申十一月十五日 三浦孫兵衛

(京極伊勢守家来)

此取壹石四斗壹升八合

三つ

勝田佐次右衛門

(祥)  
正雲寺村

新田





世

此銀貳匁八分

御伝馬宿入用

一米壱斗七升貳合

此銀三匁八分四厘

一米五斗七升四合

六尺給

此銀拾貳匁八分

一銀四拾三匁貳厘

御藏前入用

一米貳石五斗貳升貳合

御口米

此銀六拾八匁八分五厘

但老石に付貳拾七匁三分

一銀九分四厘

御口銀

納合銀老貫五百貳拾八匁貳厘

御口銀

右は去戌御物成并小物成納訣御勘定仕上、如此御座候

若相違の儀も御座候ばば仕直し差上可申候、以上

享保十六年亥五月 城崎郡祥雲寺村

庄屋 藤兵衛

年寄 三郎左衛門

一米七拾五石五斗三合

本新取米  
小物成

濟目錄

イ 但馬国城崎郡祥雲寺村(享保十六年)亥御年貢小物成并臨時物皆

(裏書)

表書の通、去戌年御物成銀并小物成共納手形を以  
勘定被仕上、相違無之に付、裏書令印形候、若以来  
庄屋百姓出入申分於有之ば此勘定可為反故者也、

(作州代官)

保木左太郎手代

亥六月

狩野藤八

祥雲寺村

庄屋

年寄

惣百姓

一丁銀三拾壱匁三分三厘 同断

丁銀七拾五匁弔分九厘 小物成銀納

米拾九石七斗七升五合 (享保十五年) 戊置初御払銀納

此丁銀五百九匁弔分壱厘 但壱石に付 戊拾五匁七分五厘

納合 米拾五石四斗壱升

丁銀弔百九拾五匁七分壱厘

右は去亥御年貢米銀小物成并口米銀臨時物共、書面の通度々納小手形に引合令皆済候、此外小手形有之候共可為反故者也、

(生野代官)  
岡(田)庄太夫

享保十七年子五月

右村 庄屋

年寄

惣百姓

(1) 四 田畠壳買・質入

〔田畠壳渡証文〕 小西 姻氏蔵

延宝四年

かや村

四年切に本物に壳渡し申、田畠の事

高合弔石八斗八升六合五匁山林桑木竹木共本物かえしに壳渡し申、代銀子四百目慥に請取、年々の御未進たつ年の御年貢其外、借銀借米方へ御納所申所実正也、右書入申地の上に御座候桑木竹木共に四年を切、本物かえしに壳渡し申所実正明白也、(延宝七年) 未の年より申の年迄の内に本銀四百目返弁仕り候はば、右のしち物此方へ御かえし可被下候、若四年の内に請返し不申候はば、右の田畠山林くわ木竹木共、永代其方へ御抱に可被成候、其上はたとへ御国かえ御代官かわり何様の新敷事出来仕候共、右壳渡し申田畠桑木竹木に付、他人村中は不及申に、我等子々孫々至迄も一言の子細御座有間敷候、為其当村の庄屋うらはん、同年寄中加判仕、則水帳共相渡し申上候、右のしち物に付、何方よりも借銀借米少にてもかけ申間敷候、為後日証文如件、

たつノ十月廿三日

本人 小右衛門

同子 重三郎

同 重兵衛

同きやうたい

四郎左衛門

二郎右衛門

加陽村

七郎兵衛殿

まいり

□

同 七郎右衛門

同 村 与三左衛門

惣兵衛

同 庄右衛門

同 喜左衛門

同 又左衛門

年寄

同 同 同

同 同 同

同 同 同

右おもて書の通相違有間敷者也、  
(裏書)

右同日 加陽村庄屋

六郎兵衛

佃白銀四拾メ目也、

メ

其外山林田畠荒所迄、下ノ町分不残

中荒原 下田 壱石壱畝廿壱歩 高八斗一升九合

道より上 下々田四畝 一中下田 壱石十五歩

(中略) 高二斗 高二升

永々譲切渡田畠の事

中田 一中田 壱反四畝廿壱歩 高壱石七斗六升四合

大門下 上田 五畝拾八歩 高七斗弐升八合

上田 同 上田 七畝十五歩 高九斗七升五合

○江戸時代を通じて禁じられていた田畠売買（解除は明治五年二月）は実際は禁止しきれず、村役人立会の下で質入→質流れ→所有権移転という経路で売買され、幕末期には半ば公然化して地主や大商人による土地集積が進んだ。しかし、その場合でも年貢上納によるなどの売渡理由が記された。

## (2) 〔田畠売渡証文〕 尼崎市・太田清子氏蔵

右は此度大借に付、為返済銀手宛書面の地所譲切渡し代銀慥に受取申候処実正明白に御座候、然る上は自當節貴殿御抱高に被成、御心儘御支配可被成候、但し御年貢は下ノ町村々被為仰付候御免状の表并に諸役懸り物等、御納所可被成候、因て此地所に付、如何様御取計被成候ても、其時我等儀は勿論、子々孫々類中村中に至る迄、一言の故障ヶ間敷義申者無御座候、為其村御役人中印形申受、尚類惣代・此度取締世話人一統・百姓惣代・子方惣代、加判致相渡し候上は、毛頭相違無御座候、為後日地所譲渡証文、仍て如件、

譲主

城崎郡九日下ノ町村

百姓  
七郎左衛門

子方惣代

右同断  
彦

文政十年  
亥三月日

佐  
七

取締世話人

豊岡河谷屋

長五郎

同樽屋  
佐重郎

同絹屋  
平四郎

同三木屋  
彦左衛門

類惣代

九日下ノ町村  
勘右衛門

同

豊岡油屋

市左衛門

百姓惣代  
下ノ町村

彦七

同年寄  
治右衛門

同庄屋  
勘右衛門

勘右衛門

八鹿村

庄兵衛殿

○ 売主・七郎左衛門の姓は渡辺氏、時に大庄屋をつとめた。  
父は文章・書画をよくした渡辺竹庵。買主(西村)庄兵衛

には、姉おきせが嫁いでいた。

## (五) 山論

(1) 「畑上・飯谷両村山論訴訟状」 畑上区藏

乍恐言上仕候

一但馬城崎郡畑上村百姓にて御座候、然る所畑上村飯  
谷村山の堺目は、屋（矢田）<sup>田</sup>とうけと申所みねきりにて、  
屋たとうけより北、へらい・みさびと申所にて畑上  
村の山にて御座候處に、寛永三年としに杉原伯耆守  
様御内山奉行明石勘之丞殿被仰付候は、みさび谷の  
内口はばち谷、おくは谷と切、西（西）ひらいにて薪斗飯  
谷村のものと入相仕候（会）へと被仰付候、其時畑上村の  
ものども申候は、前代より無御座候義何共迷惑に御  
座候と色々御理り申上候へ共、是非我にもらい分と  
勘之丞殿被仰付候より、無是非西（西）ひらいにて薪斗こ

らせ申候所に、近年は切畑を仕、畑上村帳面の内荒  
地御座候を田に開、我まま候へ共、畑上村かぢけ在  
所の義にて御座候へは、御公儀様へ御理り可申上ち  
から無御座候故、唯今迄言上不仕候御事、

一みさびと申谷へ畑上村田地御座候、飯谷村のもの切  
畑を仕、田地へ切畑より石をくずしこみ田地いたみ  
申に付、使をだし候て度々左様に理り理不尽成義何  
とて被申候と理り申候へとも、無拠承引不仕候御事、  
一たかばちよりこばの尾通みねを切り、東の方は畑上  
分にて畑谷と申谷にて御座候、則畑上村高武百石余  
の内、平内左衛門と申者田畑三拾石余かゝえ畑谷に  
居申候、屋敷あと御見分の御奉行衆御覽被成候へ共、  
飯谷村のもの理不尽と申候、則隣郷のもの存申候、  
其上山手ども御納所仕候御事、

一飯谷村のもの去年より新儀ととうけを二ツ越、畑谷  
へみだれ入、切畑を仕、木を伐、やき払申に付、其

段畠上より使を立申候はは、去壬午六月廿五日に飯谷

村のもの村中ぢんまい仕、其返事に使を越申候様は、是非指留候はは明日昼より飯谷村のもの山へ出候間、其方よりも出合可有候、山にててからすくに可仕と申越候、畠上村は御公儀様へ御理りを申上、如何様共理非の義は次第に可仕候、うへなし成義は不罷成候と申、老人も出合不申候御事、

一 今度両方目安指上いた何共不被為仰付候内に、又候哉飯谷の者こじ谷に切畠仕候、則御見分の御奉行衆御覽被成候御事、

右の条々御慈悲に被為聞召分被下候はば難有奉存候、以上

承応三年午ノ七月吉日

小左衛門

与助

小百姓中

〔京都代官所  
御奉行様〕

(2) 「ほうが谷山論裁許状」 長谷区蔵

但馬国出石下郡倉見村・長谷村と同郡出石領立石村・香住村山論の事、長谷村・倉見村訴候は、ほうが谷山は立石村地元にて倉見・長谷両村入会候處、貞享四年香住村・立石村致一味、長谷・倉見・上鉢山三ヶ村入会妨候砌、地改、役人裁許の趣難心得に付、致難渋候、

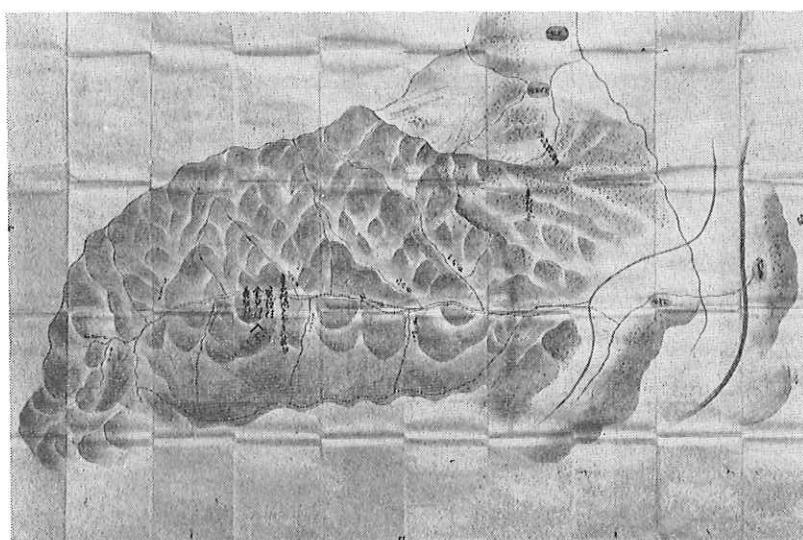
双方役人相対の上、致和睦、未の年迄入来候、然に今度立石・香住両村の者入会妨るの旨申候、立石・香住両村答候は、ほうが谷へ香住村の外入会の村無之処、

寛文五年長谷村喜十郎論地にて薪採候節詮議の上、地改より長谷村入会の儀停止申付候、然に貞享四年倉見・上鉢山両村の者、長谷村へ加り、入会の由申立候へども証拠不相立、三ヶ村不可入旨、絵図裏書を以、地改役人迄裁許由申に付、絵図裏書迄点検処、長谷・倉見・上鉢山三ヶ村入会に申立、非分の謂不分明、立石村地改役人計印形有之条、双方役人得心の上、裁許に

て無之と相聞候、右文言末に双方の間に出置の条と有之、雖然、絵図立石村に致所持、裁許文言の写を相手村へ不遣候、且又寛文年中長谷村喜十郎論地にて薪採の立石村又次郎押留候段、長谷村慥入会証拠に申候、其節喜十郎・又次郎口論の意趣難決候、糺明の上貞享年中、地改裁許旁以難取用段、申披無之由、立石・香住両村口上書差出候、上鉢山村百姓召出相尋(候)處、先規は入会候へ共、右裁許已後三拾年已来入会候儀無之、各評議の上、ほうが谷山、立石村地元にて香住・倉見・長谷三ヶ村可入会、上鉢山村入会候儀は可為勝手次第候、仍為後証裁許の趣、絵図迄裏書、各加印判、双方へ下置候間不可違失者也、

享保三年戊戌二月廿五日

大下野・伊伊勢・水伯耆・水因幡・大越前  
中出雲・坪能登・土伊予・松対馬・安右京



ほうが谷絵図（長谷区蔵）

○この山論は寛文五年不落着、貞享四年「喧嘩」を経て元禄二年十月、地元立石村の主張を認め他村の入会を禁じる裁許が行なわれていた。六九〇ページ参照。

○加印の十名は（勘定奉行）大久保下野守忠位・伊勢伊勢守貞敷・水野伯耆守信房・水野因幡守忠順、（町奉行）大岡越前守忠相・中山出雪守時春・坪内能登守定鑑、（寺社奉行）土井伊予守利忠・松平対馬守近昭・安藤右京亮重行。

## (3)

## 〔見発山山論和解証文〕

豊岡市立郷土資料館蔵  
(安田弥左衛門氏旧蔵)

## 山論出入取扱済口証文の事

〔久美浜代官〕  
真野四郎左衛門様御代官所但馬国城崎郡大篠岡村より京極甲斐守様御領分同國同郡木内村へ相掛り字見発山北平中腹より上秣場の儀に付、去卯六月八月及争論候へ共、木内村の儀は御料分の郷の村方に付、御料木内村を相手取久美浜御役所へ書附を以大篠岡村より訴上候趣は前書見発山、東は香住・中谷村、西は木内村、南は駄坂村、北は一円大篠岡村にて、北平中腹より下は同村腰林、上は前々より同村秣場に候所、いつの頃

よりか木内村より与風<sup>ふき</sup>入会来、何となく入会の様に罷成候へ共、大篠岡村秣に不足も無御座、隣郷の儀に付、其通に仕置候処、拾九年以前明和二酉年志村新左衛門様御代官所の節、右秣場の儀に付、及争論出入に罷成、既に江戸表へ御差出に相成候へ共取扱に相成、其後は入会の積相働き事済候所、又候此度地元大篠岡村の山入を差留申候に付、事を好み候にては無御座候へ共、右誠に利不尽其儘に難差置、第一秣場無御座候では御田地耕作に差支、御百姓相続難相成候間、古來の通木内村入会不仕様被為仰付被下度段奉願上、依之御料木内村被召出被為御吟味遂候所、御料木内村は右出入如何様に相済候共子細無御座候段口書差上、依之久美浜御役所より豊岡御役所へ御掛合に相成、豊岡於御役所に御領分木内村御召出被為遂御吟味候所、右山北平中腹より上秣場の儀は古來より木内村持の趣様に申立、口書差上候へ共、双方申口計りにて証拠書物等も無之、

御取用難相成、此上双方於相募候は江戸表御奉行所へ御差出に可被為仰付より外無之、左様相成候ては近年來困窮別て寅卯両年の凶作中右駄出入に取結候ては利非は格別、双方村方及漬候儀に付、其段歎鋪奉存、久美浜より郡中惣代庄屋甚左衛門・城崎郡惣代森村庄屋

卯左衛門・鎌田組惣代南谷村庄屋六右衛門・六方組会

惣代駄坂村庄屋孫太夫、豊岡より九日村大庄屋七郎左

衛門・中町村庄屋市郎兵衛・小尾崎村庄屋善左衛門罷出、右出入一件取扱申度段双方御役所へ御届申上、右論所へ立会内検分上両村へ利害申聞、双方得心の上及内済候所、左の通、

一字見発山北平中腹大篠岡村腰林より上秣場、今般論所に相成候分、此度取扱人共両村立会の上大積惣反別相改、右惣反別を両村の御高に割合、別紙帳面請取の東西分地境の儀は頂上香住境より字岩節、少し東の方其下小山の頂へ見通、北の方畠際

石限迄深三尺堀切上下見通三ヶ所に方示相立、右方示腐り候節は両村立会の上立替之候積り、東は大篠岡村、西は木内村持と相定、銘々取分け致支配、向後入相不仕(会)、相互に境限に相働き、争論無之様可仕候事、

一右秣場銘々持分相究り候とて自分勝手を以、或は腰林を建出し又は焼畑等仕候ては夫丈秣場致不足、御田地耕作の差支に相成候儀に付、相互に我儘に取計申間敷候、尤御上様御益にも相成候儀か、又は格別村持に宜敷儀も候ばば銘々御役所へ願上御差図を請可申事、

一右山内に有来りの田畑は都(ナヘ)て入会持に候に付、論外の義にて是迄の通子細無御座候、併右田畑の地縁を以地先等と申立、秣場を林に取立、刈畑等に開候事相互に仕間鋪候、且又東の方大篠岡持の秣場の内に木内村瑞峰寺持の庵有之、此度も木内村

より右庵室の儀を申立候へ共、其儀計にては御取用に難相成旨被仰付候に付、庵屋敷の分計り木内

村持にて大篠岡村秣場に相拘り不申候事、

右の通取扱候処双方得心の上和融及内済候、然上は

今般境の通相用、聊争論不仕、以後右一件に付、再  
御役所様へ御願ヶ間敷儀申上間鋪候、勿論隣村の儀  
に付意趣遺恨等不差<sup>(接)</sup>狭睦敷可仕候、依之双方并取扱

人連印済口証文仍て如件、

真野四郎左衛門様御代官所

天明四辰年五月  
但馬国城崎郡大篠岡村

訴訟方　　庄屋　八郎左衛門

同断　　年寄　庄左衛門  
百姓代　吉左衛門

百姓小前惣代

孫次郎

同御代官所分郷

同国同郡木内村

相手方　　庄屋　九郎右衛門

年寄　幸右衛門

百姓代　儀右衛門

京極甲斐守様領分郷

同国同郡木内村

同断　　庄屋　次郎右衛門

年寄　市郎右衛門

百姓代　宇平治

同御領分

同国同郡九日市中町村(九日市中町村)

取扱人　庄屋　市郎兵衛

同断

同国同郡小尾崎村

同断　　庄屋　善左衛門

同断	大篠岡村
同国同郡九日市下町村下ノ町	庄屋 八郎左衛門殿
同断 大庄屋 七郎左衛門 殿	年寄 庄左衛門 殿
真野四郎左衛門様御代官所	同断 市右衛門 殿
同国同郡駄坂村	百姓代 吉左衛門 殿
同断 庄屋 孫太夫 殿	百姓小前総代 孫次郎 殿
同御代官所	
同国同郡南谷村	
同断 庄屋 六右衛門	
同御代官所	
同国同郡森村	
同断 庄屋 卯左衛門	
同御代官所	
同国同郡森村	
同断 庄屋 卯左衛門	
同御代官所	
同国同郡熊野郡	
同断 庄屋 久美浜村	
同断 庄屋 茅左衛門	
同断 庄屋 甚左衛門	

## (4)

〔出牢歎願書〕 宝塚市・三宅隆治氏蔵

乍恐以書付奉願上候

一但馬国城崎郡江野村・伊賀谷村出入の儀に付、伊賀  
谷村平右衛門儀段々心得違仕罷有、先達て両村御檢  
地被為仰付候砌も彼是心得違儀は奉申上候に付、御  
吟味申入牢被為仰付、親類村方は勿論、郡中一同奉  
恐入候、恐多く奉存候御儀に御座候へ共、御慈悲を

○京極領木内村は享保十二年に一部が、文化三年からは全部  
が幕府領となつた。見発山は現在、三崩山と記す。

以、此上少しも輕被為仰付被為下置候様奉願上候、  
且又平右衛門義老衰の上、數日牢内に相慎罷有候に  
付、氣力相衰へ此節不快の様子にも相間へ、歎敷奉  
存候、一同御慈悲の御勘弁を以、出牢被為仰付、鄉  
宿出(マ)為之養生仕候様、被為仰付被為下置候はば一同  
難有奉存候、右駄御願奉申上候段奉恐入候へ共、何  
分にも御慈悲被為下置候はば重々難有奉存候、依之  
郡中組々惣代連印書附を以、奉願上候、以上

但馬国城崎郡組惣代

岩熊庄村屋

惣兵衛

瀬戸庄村屋

与三右衛門

宮井庄村屋

治右衛門

湯島庄村屋

宗七

久美浜

御役所

九郎兵衛

○このあと、平右衛門は隱岐島知夫里郡浦之郷に遠島となり、  
現地で没した。

八良左衛門

森庄村屋

宇左衛門

乍恐以書付奉願上候

(5)

〔遠島赦免歎願書案〕

武田三郎氏蔵

一 当時御代官塙谷大四郎様御支配所但馬国城崎郡伊賀

滝庄村屋

次良右衛門

谷村百姓四郎左衛門并親類共一同奉願上候、私父平右衛門儀先年庄屋役相勤罷在候處、寛政三亥年御代官野村權九郎様御支配の節、隣村江野村より村境神社附田畠山論の出入致し懸け、同四子年御代官元メ役三宅金太夫廻村仕吟味有之、父平右衛門義入牢被申付、翌寛政五丑年十一月平右衛門儀は隱岐の島へ遠島被仰付候、夫より九ヶ年目享和元酉年私弟弥蔵儀奉願御聞済の上、父の為介抱隱岐の島へ罷越候てより当年拾弐ヶ年に罷成、最初父平右衛門遠島に罷成候てよりは最早弐拾ヶ年に及び、当年八拾歳に罷成候、極老人の儀何卒御慈悲を以、遠島御赦免被仰付被下置候はば、私共打寄介抱仕於古郷、心能生涯を為終度念願に御座候、當申年九月御公儀様御遠忌御法事も被遊御座候様奉承知候、偏(ヒ)御慈悲を以右の節父平右衛門遠島御赦免の儀并弟弥蔵一同帰村仕候様、重て御執成の儀奉願上候、以上

年  
(文化八年)  
号

月

平右衛門伴

百姓

但馬国城崎郡伊賀谷村

御代官塙谷大四郎御支配所

四郎左衛門

為右衛門

同

同弟

同弟

同兄

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

誰

右は上美濃紙に相認可然候、尤二枚三枚にても、の  
り継に致し御認候事、

(6) 「山論裁許並に検地帳下渡し請け証文」

宝塚市・三宅隆治氏蔵

差上申一札の事

当御代官所但馬国城崎郡江野村より同国伊賀谷村へ  
相掛候山論並出作出入、御吟味の上御伺被成下候處、  
今般松平伊豆守様依り御差図勘定奉行根岸肥前守様御下知の  
趣を以て、左の通御裁許被仰渡候、

一大空山ひらくりの尾、高まこ山峰を境、江野村地元  
にて入会札山無紛間、以来伊賀谷村外四ヶ村も山札  
を以て入会、田畠の内伊賀谷村にて所持いたし候分  
は出作地と相心得可申旨、御裁許被仰渡候、

一 江野村・伊賀谷村御検地相済、御勘定所へ御伺の上、  
御検地帳式冊・御見取反別帳式冊被成御渡下請取候、

然る上は右御極高の通、相心得、御年貢諸役無滞急  
度上納可仕旨被仰渡候、

右の通、今般御裁許被仰渡一同承知奉畏候、若相背候  
はば御科可被仰付候、依之地元并入会五ヶ村連印御請  
証文差上申処如件、

寛政五癸丑十一月

但馬国城崎郡伊賀谷村兼帶庄

屋

宮井庄村屋 次右衛門

湯島庄村屋 宗七

江野庄村屋 五郎左衛門

年寄 儀右衛門

同 断 藤兵衛

百姓代 次左衛門

伊賀谷村百姓惣代 太郎右衛門

清六

岩熊庄村屋・年寄・百姓代

右惣代	庄屋	惣兵衛	但馬国城崎郡
新堂庄村屋・年寄・百姓代			伊賀谷村
右惣代	庄屋	与兵衛	
滝庄村屋・年寄・百姓代			
右惣代	庄屋	次郎右衛門	一高九拾六石七斗六升七合
森津庄村屋・年寄・百姓代			此反別拾町壹反五畝九步
右惣代	庄屋	利右衛門	
野村権九郎様			
御役所			
(7) 「山論裁決検地帳」 伊賀谷区蔵			(中略)
寛政五年			右は天明年中丙午年より江野村と山論出入に付、地所
田畠名寄帳			分明に難分り。御代官野村権九郎様田畠一筆限り御檢
但馬国城崎郡			地被為仰付、御改の上、御水帳御渡し被為遊候に付、
伊賀谷村			大小の百姓入作の者迄一同奉拝見仕、御水帳の通名寄
寛政五年丑十二月 同村兼帶			帳仕候處相違無御座候、然る所地所より甲乙有之旱損
			悪地場所には、山畠見取小物成を以助合、御年貢皆済
			可仕候様、今般一同相究め申候、然る上は当山畠見取
			場の儀に付、以後争論無之様可仕候、為後日村役人惣
			百姓連判仕候処、仍て如件、

寛政五年丑十二月 同村兼帶

滝村庄屋 治郎右衛門

伊賀谷村年寄 太郎右衛門

百姓代 常次郎

(下略)

## 4 漁業

### (一) 漁村の規定

(1) [漁村規定書] 城崎町・秦忠雄氏藏

規定書の事

一津居山村取締方の儀、村内五人組の内より太郎右衛門・六郎兵衛・喜兵衛・嘉右衛門・伊兵衛・又三郎、右の者共を村方立会と相定、村役人へ差添、万端取計可申候、若無拠子細も有之、村中相談不致候て不叶儀は其品々により可及相談事には候へ共、右の通

取究候上は村役人は勿論立会の者共成丈の儀は引受相談仕、實意正路を以取計可申候事、

一村内親掛のもの共儀、是迄若者仲間と株を立有之候故、自然と我儘增長致し終には故障差起り候儀も有之に付、此度若者仲間相談申候、然る上は近所内或は朋友たり共仲間杯と摺物事申工み候儀決て不仕、親々の意に隨ひ家業第一に相心得、聊以不身持の儀為仕間敷事、

〔附〕 親掛の者其他所他国へ出候共、がさつ成儀

は勿論言分ケ間敷儀決て不仕、仮令他所にて喧嘩口論の場へ出合候共、〔よりつき〕 寄附不申候様嚴敷

申付候上は家主の者にては別て此旨相心得、聊故障不差起様心掛可申候事、

一漁方差配の儀、漁船十一組に相分け一組舵取壱人宛都合十一人の者共引受、領取其外共万端差配可仕候事、

世  
一問屋仲間客船入津の節は夫々究等も有之、仲間内故  
障可有之筋には無御座候へ共、此度規定相改、則問

屋中規定書取替し置候上は、以来入船の度に船荷物  
取捌の儀聊故障無之候事、

右規定の通村中一同急度相守可申候、然る上は以来何  
事に不寄、村御役人中并立会衆中御取計の儀少しも相  
背申間敷候、依之村中連印差出申所如件、

文政六未年八月

小前連中

庄屋 平 三 殿

年寄 又右衛門 殿

百姓代 九郎兵衛 殿

立合 太郎右衛門 殿

六郎兵衛 殿

喜 兵 衛 殿

嘉 兵 衛 殿

嘉右衛門 殿

津居山村  
立会所

又三郎  
伊兵衛

嘉右衛門

喜兵衛

六郎兵衛

太郎右衛門

百姓代 九郎兵衛

前書の通規定仕候上は小前未々迄急度相守可申儀相違  
無御座候へ共、尚又私共平日無油斷心に附、不取締に  
不相成様可仕、勿論私共引受万端於取斗候には私の趣  
意を不含、専ら實意を尽し村中相治め可申候、万一此  
末村内心得違の者有之、各方被及御聞候儀も有之候は  
ば早速御役所へ御届被下候ても少しも申分無御座候、  
依之継添印形差出申所如件、

" 伊 兵 衛 殿  
" 又 三 郎 殿

年寄 又右衛門

庄屋 平三

久美浜

稻葉六郎右衛門殿

山本甚左衛門殿

今西七郎兵衛殿

嘉兵衛殿

(二) 漁獲・漁法・漁場争論(江戸前期)

(1) 〔瀬戸村一件仲裁文書〕(明暦二年)

(2) 〔氣比・小島両村網引場争論裁許状〕(寛文十三年)

(3) 〔津居山・瀬戸両村と小島村漁場争論裁許状〕(宝永二年)

沖は入会」と定められているが、江戸前期には後ヶ島は瀬戸・津居山両村の入会と見られ、「漁場争い」ならぬ「漁獲争い」が見られる。(2)(3)のような漁法・漁場の争いも珍しくなかった。江戸全期を通じての他の例は『港村誌』参照。

(1) 〔瀬戸村一件仲裁文書〕瀬戸区蔵

瀬戸村津居山村出入あつかい申事

一の(後ケ)ちが島の儀、先給領のごとく、

一ちよどの畠の事、前々のごとく、

一同所にうけの道具新諸事、瀬戸村よりつみ申候事、

前々のごとく、

一のちが島にて瀬戸村の(魯)津居山村へ取申事、是も昔よりかやう成れ(例)無之候間、ろの儀、右のごとく、  
のちが島にて瀬戸村へ渡し可申事、(例)一津居山村より鯛の(例)えにあまめ取申事も前々のごとく、右の趣何も加判者共立合、両村へ一見仕あつかい  
申所実正也、為後日如此候、以上

○江戸時代前期の漁業争論例。寛保元年の『律令要略』の中の『魚獵海川境論』には「磯狹は地附き、根附き次第也。

(2)

〔氣比・小島両村網引場争論裁許状〕

明暦式年申ノ

氣比村

津居山區藏

十一月十七日

庄右衛門

相渡申一札の事

戸島村

三郎太夫

湯島村

平右衛門

小島村

弥右衛門

今津村

次郎兵衛

氣比村

左近太夫

(桃)島村

左衛門

一 今般氣比村と小島村と網ひき場の儀に付出入有之、  
 御公義様へ双方罷出(ハコ)対聞仕候處に、則被仰付候は朔  
 日・二日・三日・六日・七日・八日・十一日・十二  
 日・十三日・十六日・十七日・十八日・廿一日・廿  
 二日・廿三日・廿六日・廿七日・廿八日は氣比村の  
 網ひき番に被仰付候、但小の月廿八日は氣比村の可  
 為不足候、

同四日・五日・九日・十日・十四日・十五日・十  
 九日・廿日・廿四日・廿五日・廿九日・晦日は小島  
 村の網ひき番に被仰付候、  
 右の通末迄無相違、氣比浜・はごの浜両所ともに被  
 仰付候間、無違背可相守候、為其御公義様より以御意  
 を我々四人の判形相渡申証文如件、

宮島村大庄屋

寛文十三年

丑ノ四月廿一日

利右衛門富盛

一日市村大庄屋

徳兵衛

津居山庄村屋

平三

田結村 庄屋

五左衛門

小島村庄屋百姓中

(3) 「津居山・瀬戸両村と小島村就漁場争論裁

許状 瀬戸区藏

(箱書)

京極甲斐守様御裁許状

壹通

津居山・瀬戸両村と小島村就獵場争論許

犯仕間鋪者也、仍裁許如件、

小島村与三右衛門去る午年沖縄の漁船を擯、新法に獵仕に付、瀬戸津居山より訴之故、令糺明の処小島村新法に決着、則令停止の処其後不相止、剩至当春に小島村次左衛門又壱艘擯、式艘を以沖獵仕、両村の獵場を妨申故、二月廿七日津居山村よりから島が鼻にて指留申處、小島より數艘押出、津居山船を小島迄引上、津居山の者共を散々に打擲仕候由、津居山・瀬戸両村より訴之、依之宝永二年乙酉三月九日三ヶ村の輩召出及対決僉議の処、小島村より申は丹後湊村朝日の者共へ頼候て彼獵場にて獵仕候故、全瀬戸・津居山の獵場を妨不申由、雖相断、何等の証明も無之、其上丹後浦にて但馬者の獵可為致道理無之候、加之先年の裁許を不用、今度の放將彼是以不届千万に付、小島村庄屋九左衛門并右の与三右衛門・次左衛門共に手銃を打せ置候へ共、今日令宥免候、向後弥以沖獵は令禁止畢、全違

(京極甲斐守家業)  
逸見与子惣

宝永二乙酉四月朔日

和(爾)九郎右衛門

木(文)勘兵衛

津居山村

瀬戸村

小島村

各村中

(1) 〔手縄網漁争論済口証文〕 瀬戸区藏

相渡申一札の事

○江戸時代後期の例。後期に入ると進歩する漁法上の争論が主  
続くが、結局は沿岸・磯辺漁業が主となる狹少な漁区が主  
因であることは前期と変わりがない。訴訟延引による網漁  
禁止のもたらす難渋ぶりもうかがえて興味深い。明治に入  
つても抗争は深刻化する。関連史料は『港村誌』参照。

(3)

津居山村・瀬戸村漁業争論(江戸後期)

- (1) 〔手縄網漁争論済口証文〕(文化十二年)
- (2) 〔津居山村不法差留願〕(文政五年)
- (3) 〔不法差留請求反論状〕(文政五年)
- (4) 〔網漁差留御免願〕(文政五年)
- (5) 〔済口証文〕(文政六年)
- (6) 〔手縄網漁期規定取替状〕(文政十三年)

一此度城崎郡津居山村より其村へ相掛手縄網稼方津居  
山村釣漁の差障りに相成候趣御訴訟奉申上候に付、  
双方御召出、追々御糾の上江戸表御差出にも相成候  
趣に付、左様相成候ては諸入用等相掛、双方難渋の  
儀氣の毒に存、銘々共内済に立入双方承り糾候所、  
両村共御運上相納候儀に付、瀬戸村手縄網稼差留候  
謂無之、勿論御運上の御趣意にも相掛候儀に付、銘  
々共より難取究め候へ共隣村殊に組合内の儀に付、  
下済挨拶を以、後ヶ島より沖合を見通し北西の方船

数に不抱年内勝手次第に相稼、右より東南の方年分の内三月・四月両月船數十七艘相働き可申段、及挨拶に候所、右にては瀬戸村渡世難相成段達て被申出、至極尤の儀には存候へ共、前文の通江戸御差出にも相成候ては双方難渋、殊更隣村の儀不和の基にも相成候段歎ケ敷(わ)、右取扱の趣精々申談し五ヶ年の間相稼見可被申、其内外漁存付も有之候はば是又相始可被申、實に渡世難相成儀被申出候はば其節此書付の趣意を以内済破談いたし、此度為取替置候済口一札可為反古候間、元の姿にいたし相返可申候、然る上は瀬戸村・津居山村右両村の内より御役所へ被願出候義有之、銘々共御召出にも相成候はば此度の始末申上、瀬戸村越度無之様取計可申候、尤右の趣にては御役所表當時御聞済無之儀に付、双方得心の趣済口一札奉差上候に付、為其取扱人連印別紙一札相渡候処仍て如件、

## (2)

〔津居山村不法差留願〕 濑戸区藏

乍恐口上書以奉申上候

一当月廿三日津居山村より瀬戸村地先沖合手繩網引場所へ新規に蛸繩海中へ入置、瀬戸村漁業差支へ相成候様理不尽に仕候へ共、御吟味中の御儀故穩便に致置候処、又々昨廿五日沖伴(くわい)にて船元理平太、漁師に罷出候者理三七・小左衛門・清兵衛、船元長次郎船

取扱人  
久美浜郷宿 与三右衛門  
同断 今津村庄屋 物兵衛  
同断 桃島村庄屋 忠右衛門  
同断 湯島村庄屋 山本甚左衛門

文化十弐年 亥十月

久美浜庄屋 七右衛門

瀬戸村年寄 四郎左衛門殿

百姓代 幸左衛門 殿  
小前惣代 与市左衛門殿

## (3) 「不法差留請求反論状」 濑戸区蔵

にて平太右衛門・藤四郎・五三太、網船或艘罷出候處、津居山村漁船數艘罷出、式艘分の網奪取候へ共多勢故無拠相渡し罷歸り申候、右村多人數故得斗難見定候へ共、人数の内吉郎兵衛・平吉・直藏三人の者は見知御座候、

右の通りの我儘不法の村方に候へ共、論中の御事故、当村にては漁師小前共へ申付、穩便差控へ罷在候、乍併此上捨置候ては右様の村方猶々不法仕候も難計、奉恐入候へ共、書付を以御届け奉申上候、以上

文政五年正月

但馬国城崎郡瀬戸村

百姓代 孫左衛門

年寄 与一<sup>(市)</sup>左衛門

庄屋 平右衛門

久美浜

御役所

## 乍恐以書附申上候

一私共村方の者共當春蛸繩入候に付、瀬戸村より御訴訟奉申上候は、蛸繩の義津居山村新規に相企、網漁差障に相成候趣奉申上候段、今般被仰附奉承知候、

新規稼杯と申す訳のはへ繩にては無御座、鰐繩釣餌いか・鰐の類に御座候故、冬春の内は鰐相用候へ共、鰐払底の節は当年に不限蛸繩入にて釣餌に相用申候、勿論瀬戸村網漁相稼候場所にては無之、遙灘にては置候繩に御座候、瀬戸村井出石領田久日村も罷出合、蛸繩入候儀に御座候へば網漁に差障り候儀は決て無御座、全く偽りの義実に差障り候事に候へば瀬戸村に蛸繩入候筈無之哉奉存候間、右の趣御賢察被為成下度段奉申上候処、猶又情々御利害被為仰附候に付得斗勘弁仕候処、縦網漁稼候場所と隔り候ても御吟味中に右牴論外の儀、彼是申事候ては奉恐入候

(『港村誌』登載)

御儀御座候間、去冬入会稼に被仰付候場所にては右

蛸繩だけは論中会糀可仕奉存候へ共、瀬戸村より津

居山村新法の儀相勧候杯様々申立候義に御座候へば

久美浜  
御役所

此度会糀を以論中遠慮仕候ても相手方の者共津居山

村法外の義相勧候故、右様にも被仰附候杯と心得違

仕候ては趣意違に相成、甚以迷惑奉存候、全御上様

御利害重く御座候故、乍難渋会糀を以差控可申奉存

候間、此段瀬戸村心得違不仕候様、得斗被為仰附度

奉願上候、其外色々企を以難事を仕掛け候様子に相

見へ私共村方一同心配仕罷在候、乍恐尚又論中瀬戸

村の者共心得違不仕候様被仰付被成下置度奉願上候、

依之村役人小前惣代連印書附奉差上候、以上

但馬国城崎郡津居山村

小前惣代 五郎助

同断 又三郎

百姓代 九郎兵衛

文政五年閏正月

(4) 「網漁差留御免願」 瀬戸区蔵

乍恐以書附奉願上候

一瀬戸村・津居山村両村出入一件の儀、先達て双方御呼出の上始末御取調被仰附、口書印形関東へ御伺の段被為仰渡、一同難有奉畏候、無程御下知可被仰附御儀に御座候処、〔代官平岡彦兵衛軒任〕今般御場所替被為蒙仰、右に付て

は御下知の御沙汰御延引にも相成可申やの段、漁業の者一同難渋罷在候、先達ても御歎奉申上候通納稼第一の場所御差留め被仰附、其節極難渋の始末押て御願奉申上儀に候へ共御利解重(理)、無拠奉御請候儀其

年寄 又右衛門

庄屋 太郎右衛門

日稼の漁師共極難渋の趣村役人共へ度々相歎候故、  
 奉恐入候へ共網漁御差留めの儀御免被仰付、是迄の  
 通漁業仕候様に御慈悲の御勘弁を以被仰附被為下候  
 はば小前漁師一同難有仕合に奉存候、依之村役人并  
 漁師惣代連印を以御願奉申上候、以上

但馬国城崎郡瀬戸村

漁師惣代	久右衛門	百姓代	孫左衛門	三右衛門	新右衛門
"	"	"	"	"	"
佐兵衛	長次郎	年寄	与一左衛門		
"	仲右衛門	庄屋	平右衛門		
助右衛門	久美浜	御役所			
長四郎	瀬戸区蔵				
庄三郎					
孫兵衛					
庄左衛門					
又三郎					

文政五年三月

(5) 〔濟口証文〕

乍恐奉指上濟口証文の事

一但馬国城崎郡津居山村より同郡瀬戸村相手取、手繩  
 綱稼方の儀去々已年中先御支配平岡彦兵衛様御役所  
 へ御訴訟申上、双方御吟味中去半年御場所替に付当  
 御役所へ御引渡しに相成、追々御吟味中に御座候處隣  
 村合出入立候儀氣の毒に存、(どうあつかいにむ)取曖人立入内濟為致度

御日延奉願上、双方<sup>(得)</sup>掛合候処右出入の儀去る亥年中津居山村より瀬戸村へ相掛り御訴申上候は相手方の者共新規手縄網相稼訴訟方釣漁の差障に相成候段品々申上、相手瀬戸村にては右手縄網新規の稼には無之段品々申争ひ、右御吟味中曇人立入瀬戸村手縄網稼場の義字後ヶ島より北西の方船數に不拘年内勝手に相働可申、右後ヶ島より東南の方船數拾七艘年分の内三月・四月両月相働可申、其余手縄網船立入申間敷、相互にがさつヶ間敷儀決て不致、睦く稼可致答同年十月中和談内済いたし候処、其節双方共曇人へ掛合置候儀も有之趣にて行違より事<sup>(發)</sup>り去々已年御出訴仕候始末に相成候儀にて右行違の儀は双方より扱人貰<sup>(請)</sup>、此度相改得斗和融熟談相整候趣、左の通御座候、

一瀬戸村手縄網働場の儀、別紙<sup>(不詳)</sup>絵図面の通字後ヶ島よ

但馬国城崎郡津居山村

り北西の方船數に不拘年内勝手に相働可申事、

一右後ヶ島より東の方瀬戸村働方の儀年分の内正月・

二月・三月右三ヶ月船數拾弐艘に限り相働き可申事、

前書の通相改規定いたし事済仕候上は右手縄網の外諸漁是迄兩村共仕来の通相働、新規の障致間敷、勿論於冲合漁稼入会に相稼候節互に了簡いたし合、差障に不相成様可致、以来<sup>(既)</sup>和順いたし双方共がさつヶ間敷儀仕間敷段、双方納得和熟内済仕候、全く御上様御威光を以事済仕、則規定書双方へ為取替、一同難有仕合奉存候、殊更隣村の儀万事睦く漁業出精相続仕候様御仁惠を以、重御<sup>(理解)</sup>利害難有奉承知候上は此度取扱趣意双方共聊申分無御座候、依之絵図面相添訴答並取曇人連印済口証文奉指上候、何卒右和融内済の趣御聞済被下置候様一同奉願上候、以上

文政六末年三月

訴訟方

庄屋  
太郎右衛門

九郎兵衛

久美浜

丹後國中郡新治村

治左衛門

五郎助 又兵衛

右の通御役所へ差し上事済仕候に付、為後年の、写

平右衛門  
庄屋  
瀬戸村

年寄  
与一左衛門

相手方

同  
小前惣代  
孫左衛門  
三右衛門

小右衛門

取啜人

同國二方郡浜坂村

新兵衛

同  
斷

取曖人  
浜坂村年寄  
新右衛門

同断

新治庄村屋 治左衛門

同立会規定取極候に付、附紙調印を以両村取替の書  
如件、

瀬戸庄村屋

平右衛門殿

津居山村

庄屋 平三

年寄 与一左衛門殿

百姓代

孫左衛門殿

年寄

藤右衛門

小前惣代

三右衛門殿

文政十三寅年

百姓代

源左衛門

同断

小右衛門殿

閏三月

小前惣代

与左衛門

(『港村誌』登載)

同断

五郎助

取扱人 新治庄村屋

治左衛門

浜坂村年寄

新左衛門

## (6) 〔手縄網漁期規定取替状〕 瀬戸区藏

(付紙)

春分閏月有之年は正・二の閏月に候へば  
但し 三月迄四ヶ月後ヶ島東の方瀬戸村手縄網

可相稼、尤三月閏の節は閏月の分半月可  
相稼候事、

右は今般、瀬戸・津居山両村村役人並に取扱人一

瀬戸庄村屋	与惣治殿
年寄	惣左衛門殿
百姓代	四郎兵衛殿
小前惣代	久右衛門殿
同断	長四郎殿

○この取替状は、文政六年三月の(5)「済口証文」の但し書の形式で稼動日の不備事項を追加したものである。

(四) 流れ鯨一件

津居山村庄屋

六郎兵衛

年寄

惣兵衛

百姓代 次郎右衛門

久美浜御役所

(1) 「鯨引寄候支配書付」 瀬戸区藏

(表紙)

寛政五年

鯨引寄候支配書付

丑二月

庄屋 六郎兵衛

右の通御注進奉申上候、尤浜に出戻りがけに鯨見付け候  
はば書上げ申候へ共、右鯨の義は十二日の朝、瀬戸村  
のかんこ鰯くみに出候處、鯨見付け少々切取の由、其  
沙汰を聞、村中相談の上、沖縄十二艘出船致、十二日  
の七ツ時分引懸り其夜の明け七ツ時迄に長磯へ引付け  
申候、十三日の朝六ツ時に当村前に引付申候、

一鯨見分御役人、(久美浜代官)野村権九郎様御手代

山岡惣四郎様

広石巻右衛門様

矢口次郎藏様

一当村漁師共昨日九ツ時より浜稼に罷出候所、雨降前  
成候故帰り候節、凡三里斗沖にて切流の鯨見付、漁  
船相繫漕懸り候所、折節出汐強候故、漸く寅ノ下刻  
当村下磯へ引付申候、依之御注進奉申上候、以上  
寛政五年丑二月十三日

右三人、十三日七ツ時に御出、宿は新や平蔵方に御  
(あたらし)

逗留、翌十四日朝、次郎藏様久美浜へ御帰り、

御廻状写

一十四日朝、御役人御兩人番所へ御出被成、鯨切揚げ候を御見分、右鯨番所の前浜へ切上げ申候、

鯨目方書上げ候控

覚

(中略)

但三十一切

メ 千三百九拾貫匁

右の通、鯨目方御改の通相違無御座候、以上

丑二月十四日

庄屋 六郎兵衛

年寄 惣兵衛

百姓代 次郎右衛門

山岡宗四郎殿

広石巻右衛門殿

(中略)

十五日久美浜御使宿にて入札、

城崎郡津居山村切流鯨引寄候に付、其村々望の者有之ば右津居山村へ罷越見届け候上、望人は小前老人別に入札相談、明十四日八ツ時迄の内、御役所へ持参可致候、此廻状村下割付印形致、急々順に相廻し留り村より可相返候、以上

野村権九郎手代

矢口次郎藏

丑二月十三日

広石巻右衛門

山岡惣四郎

津居山村

瀬戸村

田結村

小島村

氣比村

桃島村

湯島村

(中略)

鯨壳払并遣物何々

一鯨正味三千百六拾貫目

壳物の目方

代銀

右は別紙壳帳有、

外に

一六百九拾九貫匁

村中劔人貳百三十三人

一百廿六貫匁

但老人に付三貫匁づつわけ取、

一冲繩十八艘仕入元へ遣候、

但当村九艘、罷出村九艘、

一百廿六貫匁づつ

進上物

一五拾貫匁　たい村

一拾貫匁　けい村

一十貫匁　せと村

一十貫匁　小島村

一十貫匁　田久日村

一十貫匁　宇井村<sup>(日)</sup>

一十貫匁　朝日村

一十貫匁　蒲井村

寛政五年

津居山村中

惣連印

一十貫匁　久美　糲や　市郎右衛門・糲や　浅七

糲や　喜兵衛　・宿　友七

メ　九百六十五貫匁

惣目方　四千百廿五貫匁也

一錢貳貫四百目　但九十四匁錢也、村方より庄屋預、

(中略)

覚

一銀三貫六百五拾目

鯨御払代

内訛

銀三百六拾五匁

御上納

銀三貫貳百八拾五匁

村中へ被為下置候、

右は流鯨御払代銀書面の通被為下置、村中一同難有奉

存候、小前無甲乙割合仕奉請取候、依之村中連印書付

指上げ申候、以上

- (5) 野村権九郎様  
百姓代 次郎右衛門  
御役所
- 津居山村の記録には、別に文化九年二月及び文政七年三月にも同様の記載がある。なお、ここに引用したものは『港村誌』中から再録。
- (6) 川漁（鮭罩）  
『鮭漁沿革誌』大磯村鮭罩会合による。
- (7) 丑七月八日 庄屋 六郎兵衛  
年寄 獣兵衛
- (8) 〔通船妨害排除願〕文久元年  
〔通船妨害排除願返答書〕文久元年
- (9) 〔鮭罩獨占保証書〕万延元年

- (1) 〔鮭網運上救免願〕  
乍恐奉願上口上ノ覚
- 城崎郡大磯村惣百姓共ニテ御座候、  
一大磯村川網役米五斗御上納仕、其上為鮭網代ト從御  
先代御引渡シノ御帳面、而鮭拾尺此代銀六拾目指上  
申候處ニ川筋惡敷罷成二十ヶ年余鮭一尺モ得取上不  
申候義御当地御役人様方御存知被為遊候、然ル処ニ  
御運上銀年々六拾目宛指上至極迷惑奉仕候、乍恐五  
味備前守様御時代ニハ鮭御運上ト申義無御座候、右
- (1) 〔鮭網運上救免願〕享保十二年  
(2) 〔鮭罩設置願〕宝曆十年  
(3) 〔鮭罩差留願〕文化二年  
(4) 〔鮭罩差留願反論状〕文化二年  
(5) 〔鮭罩差留訴訟覚書〕文化二年  
(6) 〔大磯村高物成覚書〕嘉永七年

川網役米五斗ニテ古来ヨリ相済申候処ニ其後鮭網御運上被仰付迷惑奉仕候、恐多ク奉存候へ共此度御引渡シノ御帳面御改メノ御時節、右ノ御運上銀ハ御帳面御消シ御渡シ被為遊被為下候様ニ奉願上候御事、右ノ通り御慈悲ノ御了簡ニテ被為聞召、分米五斗切ニ被為仰付、鮭御運上御救免被為遊被為下候ハバ偏ニ難有奉存候、以上

享保十二年 大磯村 惣百姓共  
未正月 同村年寄 喜右衛門

上

(2) 「鮭罩設置願」

乍恐奉願上口上ノ覺

一当村鮭川ノ義凡四十ヶ年余モ出石領中ノ郷村ノ者共ヘ預置仕候處、不埒成筋御座候ニ付、川筋場所取戻

シ則チ村中ヨリ網持ヘ去ル九月初旬古来ヨリ働キ來リ候女代前(神社)ノ場所網引候ヘハ出石領清冷寺村卯左衛門妨ゲ申ニ付、度々及詰開キ、内々卯左衛門理不尽ニ網破リ候ヘバ何卒内濟ニ相成候様ニ勘弁仕候ヘバ下々ニテ堺明キ不申、無是非出石御役所ヘ及出訴候処、再度大勢御呼寄永々逼留仕候処、卯左衛門ト對決一応モ不被仰付(あまつさえ)、剩御役人様方ト詰開ノ旨趣ニテ筋立不申、月迫ニ帰在仕候程ノ仕合、村方難渋乍其上當春早々ニテ御願罷越シ候覚悟ニ御座候ヘ共、右ノ訛ニ付、去ル暮ヨリ村方不和合ノ筋出来仕候ヘバ路料等手支指控居申内、無程秋分ニモ罷成候ヘバ網持等モ仕度奉存候ヘ共、右女代前ニモ専一ノ場所訛立不申テハ残数ヶ所ノ川場所ト懸合申程ノ場所右躰ニ御座候ヘバ外ニ致方無御座候、乍恐奉御願仕候ヘバ御領分ノ内今森村渡シ下、九日中ノ町下ニテ鮭罩一ヶ所被為仰付候ヘバ魚ヲ湛ヘ鮭獵仕度奉存候、

尤モ往来舟ノ義ハ晩暮合ヨリ朝日ノ出ル迄通船差留

孫四郎

訴<sup>(詫)</sup>人

吉左衛門

メ候義ニ候ヘバ無拠、舟ハ相対ヲ以テ通船為致、舟往来妨不申様ニ取斗可申候、乍恐御慈悲ヲ以テ御免

弥右衛門

被為仰付候ヘバ生々世々難有奉存上候、

新規鮭罩仕、從古來ノ漁獵妨候出入

右ノ通り宜敷御執成被仰上、願ノ通り被為仰付候ハバ

當御領分城崎郡大磯村

偏難有奉存上候、以上

漁師中

宝曆十辰七月

大磯村庄屋

相手

同庄屋

五郎右衛門

彦左衛門

大庄屋 良右衛門殿

(3) 「鮭罩差留願」

乍恐奉訴<sup>(詫)</sup>話仕口上ノ覺

仙石越前守領分

氣多郡中ノ郷村

漁師惣代

私共義往古ヨリ領主ヘ川運上銀差上漁獵ヲ以テ渡世仕、  
第一鮭漁重ニ仕、正鮭多分運上仕、一二ノ罩ヲ打留、  
川株二十五軒ノ者共家業ニ仕来リ申候、然ル処宝曆年  
中ヨリ御領分城崎郡大磯村漁師中古來無之鮭罩新規ニ  
打留メ私シ共家業ニ相障リ迷惑仕候ニ付、其節早速御  
訴話可奉申上ノ処、其砌ハ當時ト違ヒ川モ深ク殊ニ砂  
川ノ義、罩モ難持、第一新規ノ事故諸通船差障リ等有之、

世  
近  
聴ニ罩張切無之程ノ登鮭モ有之、私共可也ニ渡世モ相成候ニ付、御隣領ノ義ト申御双方御上様へ奉掛御苦勞

候段奉恐入、且ハ前文奉申上候通り川漁ヲ以テ渡世仕候其日暮ノ難渋モノニ御座候ヘバ聊ノ失墜ヲモ相厭ヒ、旁以テ見合セ罷在候内、追々川並モ違ヒ浅瀬ニ相成候ニ付、近年ハ昼夜共嚴敷、罩打留メ一向登リ鮭無、之年増ニ難渋ニ罷成、二十五軒ノ漁師八軒モ及絶家ニ候、仕合ニ御座候、依テ近來大磯ヘ罷越シ何卒如前々ノ氣多川登リ鮭有之、銘々共家業相続相成候様ニ厚ク勘弁被下度旨及懸合ニ候處、庄屋彦左衛門殿被申候ハ新規ノ罩ニテ候ヘ共当村家業ニ致シ罷在候義故、難相止メ

旨被申聞候ニ付、下懸合ニテハ家業相続渡世ノ致方モ

無御座、此方ニ御座候ヘバ追々難渋弥増シ妻子等及活命、如何様ニモ渡世可仕手段無之様ニ罷成候事眼前ノ義ト奉存候、不得止事今般御願奉申上候、元来鮭ノ義

ハ川上石多キノ場所ニ子ヲ産付ケ候者ニ御座候故、何

国ニテモ川下ニ罩場ハ無之義、則チ当国ノ義モ先規当村ヨリ川下ヘ鮭罩無御座候、大磯村ノ義古來引網獵場ニ御座候處、川下至テノ砂川ニ新規罩打留メ氣多川登リ鮭無數ニ相成候段、銘々難渋ハ勿論ノ義全ク國產減少仕候次第甚ダ以テ歎ケ敷奉存上候、尤モ年來等閑ニ

仕置、今更御願奉申上候段奉恐入候ヘ共、前文段々奉申上候仕合、家業ニ離レ渡世致方無御座、當惑至極仕候、何卒御慈悲ヲ以テ大磯村新規罩相止メ候様被為仰付被成下候ハ銘々家業相続モ可仕、広大ノ御厚志難有仕合ニ奉存候、何分ニモ御慈悲ノ程偏ニ奉願上候、以

上

中ノ郷村漁師惣代

孫四郎

文化二年丑九月

吉左衛門

弥右衛門

表書ノ通り訴出候間下々ニ於テ不相済ハ来ル十三日迄  
ニ(返)通答書差出可者也、

九月八日

奉行

(4) 「鮭罩差留願(反論状)」

乍恐奉差上候口上ノ覚

一仙石越前守様御領分氣多郡中ノ郷村弥右衛門・吉左

衛門・孫四郎ヨリ願書差上候ニ付、返答書被為仰付

奉畏候、

一大磯村鮭獵ノ義、往古ヨリ川御運上・鮭御運上奉指

上仕來候義ニ御座候、元來水場所ノ故、年中川ヲ働

キ渡世仕候ヘバ鮭罩ノ義モ古來ヨリ仕候ヘ共、年々

川ノ模様ニ取計、鮭獵仕候義ニ御座候ヲ宝暦年中ヨ

リ始メ候様被申上候ヘ共、其頃清冷寺村ト獵場ノ義

ニ付及入割候ヘ共、筋立不申候故、其節ヨリ、又候、  
罩相企候故新規ト被申上候ヘ共、川ノ瀬ノ模様ニ取  
計候事ニ御座候、前文奉申上候通り水場所故、獵ノ  
義ヲ渡世ニ仕候義ニ候ヘバ罩ノ義相止メ候テハ村方  
一統難済仕候、何卒御慈悲ヲ以テ有来リノ通り被為  
仰付被成下候様奉願上候御事、

右ノ通り宜聞シ被召、訳被為下候様偏(二)奉願上候、以上

獵師惣代

幸七

文化二年丑九月

庄屋

利兵衛

彦左衛門

御奉行様

(5) 「鮭罩差留訴訟覺書」

覺書ノ控

一往古ヨリ大磯村罩網ノ義ハ仕来リ候処ニ文化元子ノ  
秋、氣多郡中ノ郷村ヨリ漁師中ヨリノ使トシテ当村  
庄屋彦左衛門ヘ網人ヘ掛合度願ニ参リ候節ノ事書記  
ス、

一子十一月十五日、氣多郡中ノ郷村漁師中ヨリノ使ト  
シテ市右衛門・清八参リ当村網仲間ヘ願筋掛合ニ及  
度由申候、夫申候ハ中ノ郷村漁師何卒取続様ニ相願  
申度由願候ヘ共、庄屋彦左衛門答此節網仲間内野(エチ)  
(ハセ)

ノ趣來ル十九日迄ニ返答書差上候様ニ被仰付、急ギ  
哉ト御尋ニ付、庄屋申上候ハ一通リ承リ候、右願書  
帰リ村中寄合致候事、

一九日、不定日故寄合相談致不申候也、

一十日、相談致ス、

一一日、昼ヨリ相談、下書ヲ作掛け、

一二日・十三日ニ中ノ郷ノ願書写置也、

一又候、廿日中ノ郷村孫四郎・吉右衛門・弥右衛門此  
三人當時獵師仕候者ニテ御座候由申参リ、網仲間中  
ヘ掛合仕度由相願候ヘ共、庄屋答テ申候ハ網仲間ヨ  
リ申置候ハ当村獵ノ義ハ是迄家業ニ致シ候ヘバ難相  
止由<sup>(返)</sup>通答致候、右三人ハ何卒御願説度由申候ヘ共、

庄屋答候ハ右ノ趣ニ候由申説候处罷帰リ候也、

一十八日八ツ過ニ御奉行様ヨリ印人弥左衛門・文治・

庄屋御召出シ明十九日四ツ時ト御座候、別ニ御書添

一丑ノ九月八日、庄屋彦左衛門町宿ニ寄合ニ罷出候処、

大庄屋加藤三左衛門様大磯村庄屋ヘ用事ト被仰、早  
速大庄屋様御座敷ヘ参リ候処、氣多郡中ノ郷村川人

ヨリ願書差上候、大磯村ヘハ是迄ニ何ノ沙汰モ無之

へ大庄屋様ヨリ五ツ後ニ町宿へ成共、小尾崎へ成共、  
出張ノ趣申參リ早速大庄屋所へ御受ケ參ルナリ、  
一十九日朝五ツ後ニ弥左衛門・文治召連レ小尾崎へ罷  
出候處、大庄屋様御出被遊、御供仕、町宿へ出申候、  
四ツ後ニ大庄屋様御供仕、御白洲へ罷出候次第、御  
上座ニ御奉行様・御大目附様・御免方様御二人・小  
頭様・下目附様・同心御二人、御白洲へ中ノ郷村印  
人三人ニ五町名主鍋屋又右衛門殿并ニ郷宿堂孫屋、  
大磯村印人二人・庄屋・大庄屋様一統ニ御召出シ兩  
御免方様右両方ノ願書御読聞セ被遊、一旦相済、人  
留リニ差控申候、後シテ中ノ郷村御召出シ御奉行様  
ヨリ被仰候ハ大磯村ノ義ハ往古ヨリ罩網共ニ致來リ  
願書ノ通リ是迄二重ニ運上差上候上ハ大磯村へハ得  
相止メ難ク候間、左ノ通リニ相心得、且ツ出石御役  
所ヘ申遣ス也ト被仰付、名主又右衛門へ通答書相渡  
シ被遊、差控申候由承リ候記ス、  
(返)

御奉行

小林丹解様

鮭式尺遣

文化二年丑九月 日 文 治  
当村漁師惣代  
大庄屋 加藤三左衛門様  
庄屋 彦左衛門  
(尾づかわす)  
毛尺遣

夫レヨリ大磯村御召出シ被遊、氣多郡中ノ郷村漁師  
共ヘ返答書ノ趣申付候、大磯村ハ吉来ヨリ二重ノ御  
運上差上候上ハ是迄ノ通リニ相勵キ候様ニ被仰付、  
早速町宿へ大庄屋様御供仕、差控申候也、  
一廿日、一統悦、當時網人又網株立寄御神酒上ヶ祝申  
候也、

一十月九日、御礼被仰付、相済ノ御礼左ノ通り廻リ申

候覚

御大目附

岡登様

御免方

竹島五左衛門様

同

神矢安八様

小頭

沖野喜右衛門様

下目附

四方清藏様

同心

竹内源藏様

同

相坂源兵衛様

以上御八人

猶宝曆年中清冷寺村卯左衛門出入書記ハ五郎右衛門宅  
 ヘ有之トノ事及聞候、尤モ証文規定書等市左衛門方預  
 置アリ、左記ス、

覚

一中ノ郷ヨリノ願書

壱冊

一大磯村ヨリノ返答書写

壱冊

一入用小枚帳

壱冊

(大磯村)  
当村鮭株人數ノ覚

利兵衛

太郎左衛門

四郎兵衛

彦兵衛

彦左衛門

庄左衛門

三郎兵衛

嘉左衛門

吉右衛門

弥左衛門

市左衛門

文治

与三左衛門

五郎右衛門

五郎兵衛

権治郎

吉郎右衛門

又兵衛

義兵衛

弥七

メ拾九株

此時入用銀少々有之、一株ニ拾五匁歩五厘宛割合出

銀仕候也、

嘉永七年十一月

(6) 「大磯村高物成覚書」

城崎郡大磯村甲寅年高物成ノ覚

一高式百参拾石老虎斗七升八合

田畠屋敷共

此内訳

(中略)

外小物成

一米 壱升五合

一同 五斗

一同 参斗

メ 八斗壱升五合

一銀 参百拾武匁七分武厘

一同 六拾匁

メ 参百七拾武匁七分武厘

右ノ通リ庄屋百姓中起合致算用、来ル晦日限り可遂

皆済者也、

勝田小八郎

小頭 尾形仁平殿ヨリ

庄屋

百姓中

## (8) 〔通船妨害排除願〕

乍恐以書付奉願上候

## (7) 〔鮭罩獨占保証書〕

御奉行様田村源之進様ノ役中蒙仰

大磯村鮭仲間網人

并ニ網漁師共ヘ

居村鮭罩打留メ取扱候マデ伏村網漁師ノモノ暨御家中(たとえ)  
 ヨリ御願ニテ罷出候節タリ共、波止場ヨリ上罩有場迄  
 網入候義ハ不相成候事、

但シ御用ノ節ハ別段ノ事、

居村網漁師ノ者ハ在来ノ通り御家中ヨリ御願ノ節ハ罷  
 出可申候事、

万延元年庚申十月

当御支配所但州氣多郡中ノ郷村・引野村・上石村・芝  
 村・土淵村・加陽村・伏村、右七ヶ村船惣代土淵村六  
 郎兵衛奉願上候、私シ共氣多川ヨリ豊岡川筋從來船稼  
 渡世仕罷在候處、年分ノ内当十月ハ船稼第一ノ月ニテ  
 右七ヶ村ヨリ川口津居山港迄里数五里余有之、朝八ツ  
 時出船、豊岡ニテ朝七ツ時頃ニ相成、来日村ニテハ明  
 六ツ時頃ニ罷成リ、夫レヨリ津居山港ニテ塩船積仕、  
 登リノ義ニ付、引船ニテ日帰リ積戻リ來リ申候、然ル  
 処右川筋京極飛驒守御陣屋許但州豊岡京口町船渡シ場  
 少シ川下中ヘ杭打並ベ繩網張詰、鮭罩ト唱フ右御領分  
 大磯村ヨリ魚漁仕来リ、於夜中魚漁者共定番致候候へ  
 共、前書ノ通り道迄朝七ツ時前ニモ通船仕来リ候處、

当年ハ夜明ケニ相成リ夜中内ハ一向船通シ不申、右ニ  
 テハ豊岡ヨリ四里川下モ津居山港ニテ塩積仕、日帰り  
 不相成、一日逗留ニ相成、難渋至極仕候、右ハ船共難  
 渋ノミニ無之、氣多郡・養父郡・朝来郡三郡自然不融  
 通差支ニ相成、且当御支配所右中ノ郷村ニ於テ川筋ノ  
 義ハ通船差支不相成趣、川端ヘ船通附置キ御料・御私  
 領ノ無差別、昼夜相通リ候義ニテ前書大磯村漁場モ前  
 ャヨリ同様ノ義ニ有之候間、定通り夜中通船差支不相  
 成様、魚漁ノ者共ヘ申付呉候様、大磯村役人ヘ申出候  
 ヘ共一向取用不申、最早下方ニテ致シ方無之、差掛リ  
 難渋當惑仕候ニ付、奉恐入候ヘ共何卒厚キ御慈悲ヲ以  
 テ定ノ通り無差支通船相成、制規ノ義不致様飛驒守様  
 御役所ヘ御掛合被成下度奉願上候、依テ隣村庄屋連印  
 以書付、乍恐右ノ段奉願上候、

但州氣多郡中ノ郷村  
 外六ヶ村船持惣代

文久元酉十月

土淵村船持

六郎兵衛

差添

引野村庄屋

甚太夫

(氣多郡)  
同所加陽村庄屋

仁平治

生野御役所

(9)  
 「通船妨害排除願返答書」

差上申口上書

鮭罩通船ノ義、暮六ツ時ヨリ晚六ツ時迄差留メ來リ候  
 ヘ共、前々ヨリ申伝ヘ一統承リ居候処、近年ノ処猥リ  
 ニ相成居候様相心得、當年ヨリ前々通り取計候処、先  
 頃何方ノ船共不相知曉七ツ前ニ通船致シ候故差留メ申

世  
候處、津居山村へ塩差積參り候趣ニテ右ニ付生野御役  
所へ御掛合ニ相成候趣ヲ以テ御取調被仰付、何共奉恐

御小頭

九郎兵衛

入候、尤モ仲間者共少々心得違ノ義モ有之、以後ハ近

尾形仁兵衛様

格通り通船無差支為致可申候、尤モ大磯村鮭罩ノ義ハ

九郎兵衛

先規ヨリ御公儀御献上鮭取來リ申候義ニ御座候へ共、  
中ノ郷村鮭魚ノ例ニモ相成不申候哉ニ奉存候、鮭魚ハ

九郎兵衛

多分夜明ケ方ニ上リ申候ニ付、鮭罩通船ノ節ハ川上下  
櫓櫂上ゲ通リ吳候様仕候ヘバ、近格通り通船為致船往  
来差支無之様可仕候御事、

網仲間惣代

彦兵衛

同

文久元年酉十月 日 庄左衛門

年寄

彦左衛門

庄屋